

江府町南大山農業活性化ブルーベリー特区

都道府県名：

鳥取県

申請主体名：

江府町

区域の範囲：

鳥取県日野郡江府町の区域の一部（笠良原地区の一部）



特区の概要：

過疎化、高齢化に伴う農業の担い手不足を背景として、農地の荒廃化が急増するとともに地域経済も停滞している。このため、基幹産業を農業としながらも観光と融和した新たな農業へと転換等することが不可欠であることから、建設業者が農業経営に参入するとともに、高冷地の環境を生かして、ブルーベリーを生産し、交流体験、観光農園などの取り組みを通して、新たな起業家の促進と活力ある農村地域の再生を目指す。

適用される規制の特例措置：

・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認

